

# 令和 6 年能登半島地震により被災した世帯に対する 生活福祉資金福祉費における災害援護費(特例貸付)のご案内

令和 6 年能登半島地震により被災した地域から都内へ避難してきた世帯に対する貸付です。

(生活福祉資金は、本来お住まいの市町村にある社会福祉協議会に申し込むものですが、今回の地震により都内に避難してきた方について特例として都内の社会福祉協議会で貸付を行うものです。ただし、他道府県社会福祉協議会で今回の貸付をすでに受けている世帯は対象外です。)

## ◆貸付上限額 150 万円 ※必要な額の貸付です

●利 子 無利子(連帯保証人がいる場合)、または、年 1.5%(連帯保証人がいない場合)

●据置期間 2 年以内 ●返済期間 20 年以内 ●連帯保証人 原則必要

※ただし、お約束の期限までに返済が完了していない場合、残元金にたいして年 3%の延滞利子が発生します。

## ■対 象

・令和 6 年能登半島地震により災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として都道府県知事が設定した地域に住所を有し、福祉資金の福祉費を必要とする低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯

・「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の対象とならない世帯

※区内避難者に限ります。 ※原則、罹災証明が発行されていること。

※給付等その他の制度が活用できる場合は他の制度を優先すること。

■申し込み先 港区社会福祉協議会 ※避難先の区市町村社会福祉協議会で受付

■貸付内容 災害を受けたことによる臨時に必要な経費

(例)家具什器費、転居費用など(生活費は対象外)

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

◆「令和 6 年能登半島地震により被災した地域から都内へ避難してきた世帯」を対象に緊急小口資金(災害時特例貸付)も別途、受付を行っています。貸付金額は 10 万円です(特別な場合は 20 万円まで可)。詳しくはお問い合わせください。

## ■問い合わせ先

社会福祉法人港区社会福祉協議会 担当:生活支援係 TEL03(6230)0282 Fax03(6230)0285  
〒106-0032 港区六本木 5-16-45 港区麻布地区総会支所 2F

貸付の詳細は、本会ホームページをご参照ください。⇒ <https://minato-cosw.net/>